

番号		質問	回答
10	利用方法	利用回数に制限はあるのか？	利用回数の制限はございません。 連泊の場合や、1日に2回以上利用する場合でも補助対象となります。 【よい例】日帰りプラン9：00～13：00（昼食つき）使用後、日帰りプラン（夕食つき）14：00～20：00を利用した場合など
11	利用方法	連泊も補助対象になるのか？	連泊利用も対象となります。 1人、1泊あたり対象となる各プラン料金（税込）の原則30%（上限：宿泊は5,000円/日帰りは3,000円の少ない方を適応する）を補助します。
12	運用関連	事前に事業者登録はいるのか？	事前の登録は不要です。ただしお客様出発前の提出書類と事後報告書類を事務局までメールでご提出ください。 ●事前提出書類 出発の2週間前までに下記3点を「とよた宿割運営事務局」までメールにて提出する。 ①申請書 ②旅行業登録票の画像（コピー） ③ 日程表やパンフレットなどツアー内容が分かる書類（一人当たりの費用、割引額が記載されているもの） ●事後提出書類 帰着後1週間以内に下記3点を「とよた宿割運営事務局」までメールにて提出する。 （1月31日の出発ツアーは2月5日まで） ①報告書 ②日程表やパンフレットなどツアー内容が分かる書類（最終内容） ③ 請求書などお客様への請求内容の詳細がわかるもの（人数、一人当たりの費用、割引額が記載されているもの）
13	運用関連	団体の扱いとは何か？	15名以上催行するツアーを団体として扱います。
14	運用関連	旅行業登録票は画像でもいいのか？	内容が確認できれば、問題ございません。
15	運用関連	マイカープランは適用となるのか？	適用となります。
16	運用関連	対象となる商品とは何か？	・募集型企画旅行商品または受注型企画旅行商品 * 日帰りの場合は豊田市内での食事に加え有料施設（例：入浴やお部屋デイクースなど）を併用して利用することが条件となります。（15名以上の団体の場合は豊田市内での飲食を含む旅行商品とすることが条件となります） * 宿泊の場合は本事業に加盟している宿泊施設に1泊以上の宿泊をすることが条件となります。 * 手配旅行も対象となります。
17	運用関連	団体だと何がかわるのか？	日帰りプランの条件が変わります。 <個人の場合> ①市内の有料施設とのセットプラン もしくは ②市内の無料施設+豊田市の土産物（特産品等）とのセットプラン <団体（15名以上）の場合> 市内の飲食を含む旅行商品

番号		質問	回答
18	運用関連	団体ツアーについて、現地集合・現地解散の商品も、補助対象になるか。	対象になります。
19	運用関連	セットプランとは別に利用者が当日に追加で注文したサービスは対象になるか？	セットプランに含まれていなかったサービス等を追加で注文した場合は、対象外となります。
20	運用関連	対象宿泊施設で作る各プランに、QUOカード（換金できる金券）をセットプランに含めることは可能か？	QUOカード、換金できる金券等の商品は対象外とします。
21	運用関連	ツアー中に、他県に宿泊や立ち寄りをする場合も、補助対象になるか。	この補助金の条件を満たしている部分があれば、他県での宿泊や立ち寄りをする場合も、補助対象になります。 （例：1泊目名古屋市宿泊、2泊目に対象宿泊施設に宿泊であれば2泊分のみ補助対象）
22	運用関連	利用者の本人確認は身分証等の提示を求める必要があるか？	利用者の本人確認は各旅行事業者の任意となります。
23	運用関連	お客さまに対し、割引価格で販売することの告知は、交付申請後であれば可能か。	割引価格での販売は、交付決定後でなければできないため、事前の告知は、交付申請中であることに留めるとともに、お客さまに割引価格での販売が決定したと誤認させることがないように、注意してください。
24	地域クーポン券	宿泊プランの場合、地域クーポン券を宿からチェックインの際に渡してもらうことは可能か。	宿泊事業者からの配布はできません。旅行事業者よりお渡しください。 また旅行出発前にキャンセルとなった場合は地域クーポン券の回収をお願いします。
25	地域クーポン券	旅行をキャンセルした方が地域クーポン券を使用してしまった場合はどのように対応すればいいか。	使用してしまった場合は現金で回収してください。 未使用の際は地域クーポン券を回収してください。現金でも回収できなかったものは不足金額を補助金より差し引いてお支払いいたします。
26	地域クーポン券	旅行事業者がクーポン事業者になることは可能か？ 地域クーポン券を旅行代金で支払うことは可能か。	旅行事業者がクーポン事業者になる事はできません。 地域クーポン券で旅行代金をお支払い頂く事はできません。